

# 「體操ハ成ルヘク女教員ヲシテ之ヲ教授セシムヘシ」の実現に果たした 明治・大正期における私立東京女子体操音楽学校卒業生の役割 ——『諸學校職員録』、『中等教育諸學校職員録』(1903-1926)を手懸かりに——

A Study on the Roles of Meiji and Taisho Era Graduates of Tokyo Women's Gymnastics and Music School:  
An Analysis of *the List of Personnel of Schools* and *the List of Personnel of Secondary Schools* (published 1903-1926)

掛水 通子 (東京女子体育大学)

## 抄録

私立東京女子体操音楽学校卒業生で中等学校在職者の80%前後は高等女学校に在職していた。1908(明治41)年, 1921(大正10)年, 1926(大正15)年の高等女学校体操科受持ち女子教員中最多の25%前後を占めた。在職地は1926(大正15)年には外地2府1廳も含む46府県廳となった。卒業後年数が経過すると、在職者は少なくなり、9年目を超えると卒業年毎に3人以下の在職となった。1903(明治36)年に高等女学校では体操科1教科のみの受持ちが83.3%であったが、1926(大正15)年には46.8%が2教科の受持ちで、その90%が音楽との受持ちであった。

東京女子高等師範学校に体操科と音楽科教員養成のための「体育科」が設置されるのは1937(昭和12)年になってからであり、私立東京女子体操音楽学校卒業生が女高師卒業生に代わり体操科あるいは体操科と音楽科を受け持ち、「體操ハ成ルヘク女教員ヲシテ之ヲ教授セシムヘシ」実現の一翼を担った役割は大きい。しかし、短期養成で大多数が教員免許状を所持していなかったことがもたらした女高師卒業教員に比べて低い地位が、「女子体育教師」確立過程にあって、「女子教師」から「女子体育教師」が差異化される要因になったとも考えられる。

## はじめに

明治・大正期における女子中等学校体操科受持ち女子教員の主な出身校は女子高等師範学校(以下、女子高等師範学校を「女高師」と略すことがある)、第六臨時教員養成所、各私立女子体操学校<sup>注1)</sup>である。これらの学校の卒業生数は各学校の卒業生名簿や同窓会名簿を手懸かりにして明らかにされている(掛水, 1981, 1984, 1986; 越智, 2013)。女子中等学校体操科受持ち女子教員については、明治期における私立女学校、高等女学校の体育

の指導者について史料を収集できた範囲で明らかにされている(掛水, 1982)ように、全学校を網羅しているものではなかった。

1903(明治36)年3月の高等女学校教授要目体操科の「教授上ノ注意1」で「體操ハ成ルヘク女教員ヲシテ之ヲ教授セシムヘシ」(官報 第五千九百一號 明治三十六年三月九日 p. 213)と示されている。筆者はその実現状況を明らかにするために各学校の学校史、学校への調査や各府県史料等から全国の女子中等学校の女子体育教師に関する史料収集を長年にわたって進めていたが、名前、受持ち方法、出身校名を横断的縦断的に明らかにすることは非常に困難であった。そうした中で、坂本(2008)の研究で『中等教育諸學校職員録』(当初は『諸學校職員録』、後に『中等教育諸學校職員録』と改名)(以下『諸學校職員録』、『中等教育諸學校職員録』を「職員録」と略す)の存在を知り、全国の女子中等学校の体操科受持ち教員<sup>注2)</sup>の分析に着手した。「職員録」には全国の学校の教員名、受持ち教科名、職名等が掲載されているが、性別、出身校は掲載されていない。

すでに、「職員録」を手懸かりにして、明治期における高等女学校体操科(掛水・山田, 2011b)、各種学校としての女学校の体操科(掛水, 2011a)、大正期高等女学校・実科高等女学校体操科の受持ち教員の配置、男女教員数、体操科受持ち女子教員の出身校、職名(明治期のみ)、受持ち方法等の実態は明らかにされている(掛水, 2013a, 2013b)。明治期、大正期それぞれの私立東京女子体操音楽学校<sup>注3)</sup>卒業の中等学校体操科教員の実態についても明らかにされている(掛水, 2013c, 2014)。本研究では、これらの研究成果を用いて、明治期および大正期を通した高等女学校体操科受持ち教員全体の実態を明らかにしたうえで、この間、高等女学校体操科受持ち女子教員中、最多を占めていた私立東京女子体操音楽学校卒業生が、「體操ハ成ルヘク女教員ヲシテ之ヲ教授セシムヘシ」の実現に果たした役割を考察する。

1. 『諸学校職員録』、『中等教育諸学校職員録』について

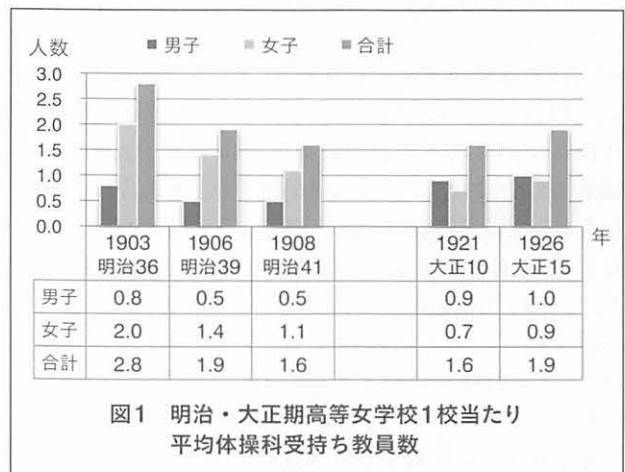
『諸学校職員録』、『中等教育諸学校職員録』は1903(明治36)年創立の中等教科書協会が発行したもので、第一編は1903(明治36)年度の調査結果が1904(明治37)年1月24日に『諸学校職員録』という名称で発行された。以後、1923(大正12)年版のみ関東大震災のため発行されなかったが、名称を変えながら、1940(昭和15)年まで全37年分発行された。1906(明治39)年版は『中等教育諸学校職員録』と名称が変更されている。1938(昭和13)年版からは師範学校中学校、高等女学校女子実業学校、実業学校の3冊に分冊された。女子中等学校が記録された「職員録」現物の所在が確認できるのは、明治期は36年、39年、41年の3年分、大正期は10年、11年、15年の3年分、昭和期は2から7年、9から14年の12年分、合計18年分である。本研究では、現物の所在が確認できる明治期3年分と大正期3年分のうち2年分<sup>注4)</sup>(10年、15年)の合計5年分の「職員録」を用いた。

2. 高等女学校体操科受持ち教員の実態

(1) 学校数、体操科受持ち教員数、1校平均人数、男女割合  
この時期、女子中等学校には女子師範学校、1899(明治32)年の高等女学校令による高等女学校、1910(明治43)年10月の高等女学校令改正による実科高等女学校、さらに高等女学校令によらない各種学校としての女学校や女子実業学校があった。ここでは、紙幅の都合から中等学校中、最も学校数が多かった高等女学校体操科受持ち教員の实態を明らかにし、他の女学校の实態については別稿に譲る。

女子教育の機会拡大とともに、高等女学校数、生徒数はともに増加した。表1に示したように、1903(明治

36)年と1926(大正15)年を比較すると、学校数は7.3倍に、生徒数は11.6倍となった。それに伴い、体操科受持ち教員数も増加したが、男子教員は14倍となり生徒数の増加率以上であったが、女子教員は7倍の増加に留まった。図1に示したように、1校平均体操科受持ち教員数は1903(明治36)年から1921(大正10)年には減少したが、1926(大正15)年には増加している。男女教員別に見ると男子教員は明治期には減少したが、1921(大正10)年には増加に転じたのに対して、女子教員は1921(大正10)年まで減少し続け、1926(大正15)年に持ち直している。1903(明治36)年に1校平均2人の女子教員が受け持っていた体操科は、1926(大正15)年には0.9人の受



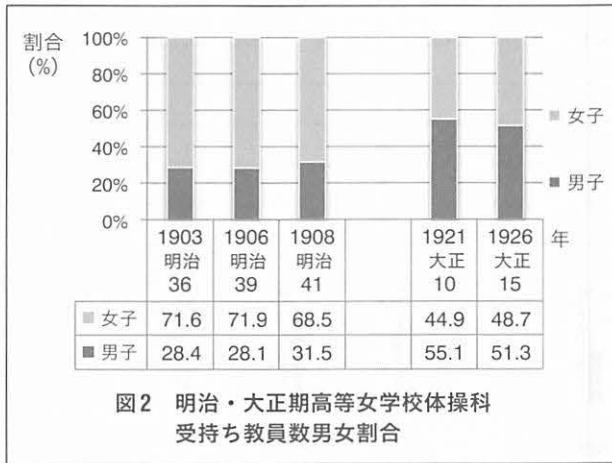
持ちになった。

体操科受持ち教員中の女子割合は、1903(明治36)年に71.6%であったが1926(大正15)年には48.8%に減少した(図2)。女子教員数減少の理由、体操科受持ち教員中の女子割合減少の理由は次の体操科受持ち方法の項で明らかにする。

表1 明治・大正期高等女学校体操科受持ち男女教員数

	学校数 (公立: 文部省 年報に よる)	生徒数 (公立: 文部省 年報に よる)	1校 平均 生徒 数	『職員 録』 掲載 学校 数	分析 対象 学校 数	体操科受持ち教員数(『職員録』による)									
						男子教員			女子教員			男女合計			
						合計 人数	割合 (%)	1校 平均 人数	合計 人数	割合 (%)	1校 平均 人数	合計 人数	1校 平均 人数		
高等女学校	1903(明治36)年	内地	91	25719	283	86	83	65	28.4	0.8	164	71.6	2	229	2.8
	1906(明治39)年	内地	114	35881	315	115	112	61	28.1	0.5	156	71.9	1.4	217	1.9
	1908(明治41)年	内地	159	46582	293	158	155	79	31.5	0.5	172	68.5	1.1	251	1.6
	1921(大正10)年	内地	415	153421	370	405	402	361	55.1	0.9	294	44.9	0.7	655	1.6
		外地				23	23	16	48.5	0.7	17	51.5	0.7	33	1.4
	1926(大正15)年	内地	661	298305	451	655	655	628	51.2	1	598	48.8	0.9	1226	1.9
外地					43	43	38	55.9	0.9	30	44.1	0.7	68	1.6	

注) 『諸学校職員録』、『中等教育諸学校職員録』(1903-1926)を分析した。



### (2) 体操科受持ち方法

例えば、1903（明治36）年と1926（大正15）年の東京府立第一高等女学校の体操科受持ち方法は次のように変化した。1903（明治36）年には女子教員9人と男子教員2人の合計11人で体操科を受け持っていた。女高師卒業の教諭が遊戯を含んだ4教科から6教科を受持ち、男子助教諭1人が体操科を、さらに男子嘱託教員1人が遊戯を受け持っていた。1926（大正15）年には女高師卒業と第六臨時教員養成所体操家事科卒業の女子教員計2人と男子教員3人の5人の受持ちに集約され、1903（明治36）年から在職する女子教員1人は4教科の受持ちであったが、他の4人は体操科1教科のみの受持ちとなった。

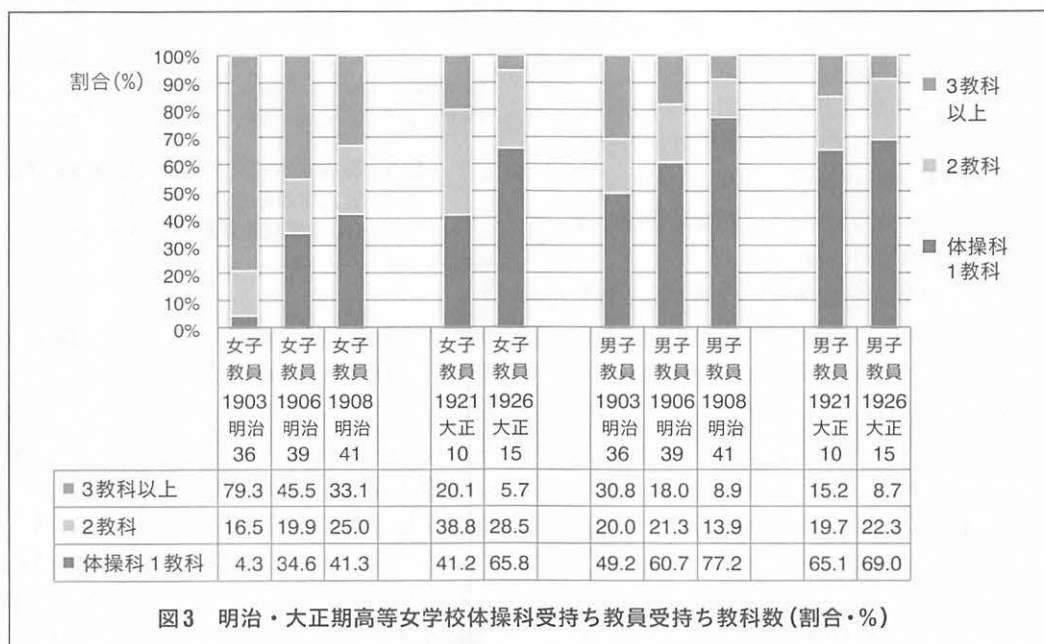
このように、1903（明治36）年には体操科受持ち女子教員の約80%は、体操科と併せて3教科以上を受け持っていた。次第に3教科以上の受持ちは減少し、体操科1

教科の受持ちが増加し1926（大正15）年には65.8%となった。さらに、1921（大正10）年までは2教科受持ちが増加し、1926（大正15）年に減少している動向もある（図3）。3教科以上の受持ちの減少は女高師卒業教員の体操科受持ちの減少を意味し、1教科受持ちの増加は私立女子体操学校卒業教員の増加を意味する。2教科受持ちが増加後減少するのは、1926（大正15）年の「職員録」から名前が見られる日本女子体育専門学校（二階堂体操塾）卒業生のおよそ90%は1教科受持ちであったためである。

女高師卒業複数教員が他教科と併せて、少しずつ分担する形で受け持っていた体操科の授業を、体操科のみを受け持つ女子教員に委ねることになったため、体操科を受け持つ女子教員数は減少した。文科、理科等を専門に学んだ女高師卒業教員にとって、体操科のみを委ねることができる女子教員の増加は好都合であったと思われる。男子教員はすでに、1903（明治36）年には49.2%が体操科1教科のみの受持ちであったので1校当たりの体操科受持ち教員数は少なくなっていたため、人数に大きな変化はなかった。

### (3) 体操科受持ち女子教員の出身校

官立女子中等教員養成学校では卒業することによって、中には、体操科を含まない場合もあったが、体操科を含んだ教員免許状を取得できた。一方、私立女子体操学校を卒業しても、無試験検定<sup>注5)</sup>受験が認められるまでは、難関の文部省教員検定試験を受験しなければならず、合格者は極少数であった。明治・大正期の体操科受持ち教員が学んだ学校の詳細については先行研究（掛水、1981、1984、1986、2010；越智、2013）等に委ねる。



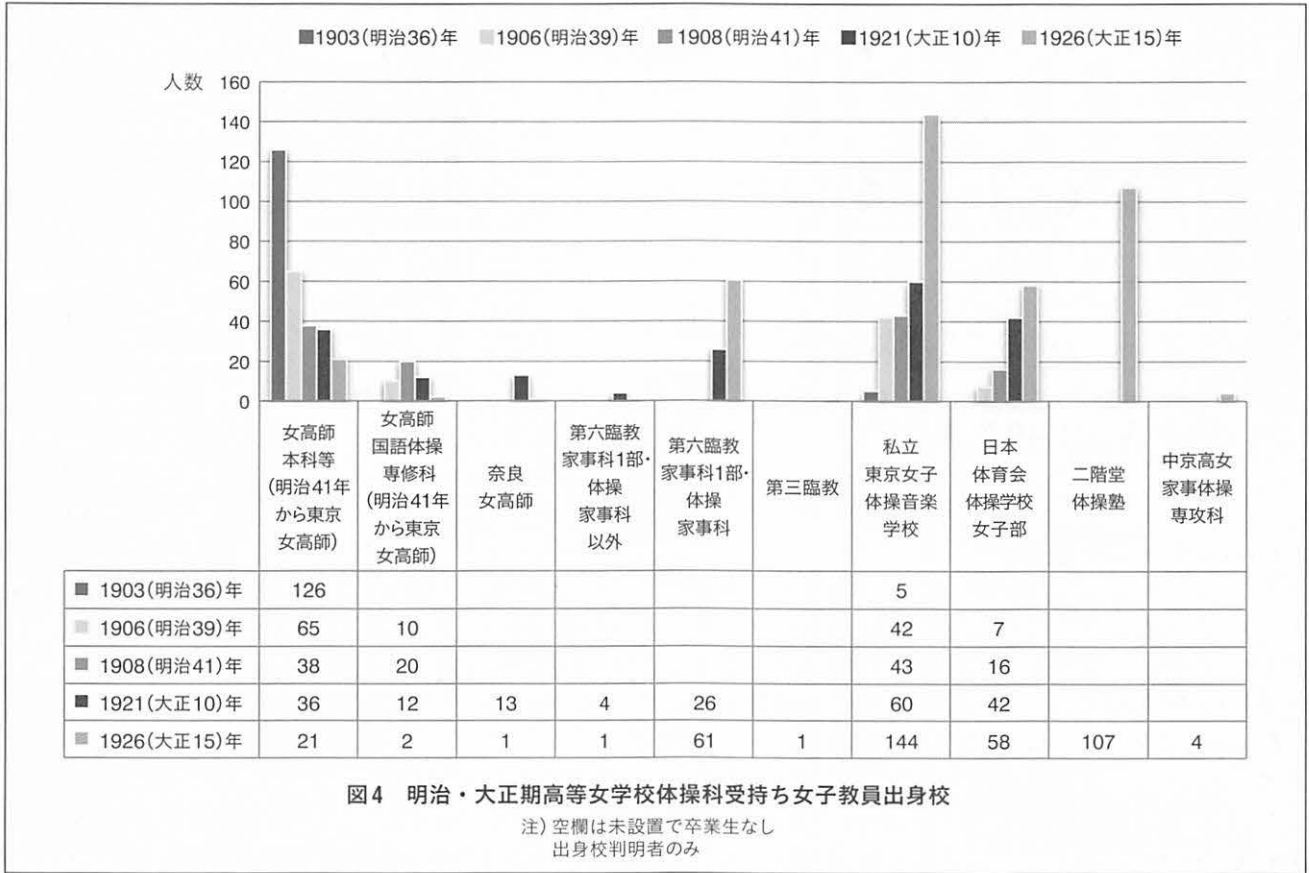


図4 明治・大正期高等女学校体操科受持ち女子教員出身校

「職員録」に掲載された体操科受持ち女子教員を各学校卒業生名簿や同窓会名簿<sup>注6)</sup>と照合し出身校を調査した。しかし、高等女学校二学年以下の教授を担当する教員は小学校本科正教員免許状を有する者でも採用された(官報 第五一五五號 明治三十三年九月六日 p.81)うえ、教員免許状を所有しない者が所有する者の二倍を超過する場合は文部大臣の認可が必要であったものの、教員免許状を所有しない者でも教員になることができたので、前掲の学校以外の出身者もあり、出身校不明教員が残されている。上述したように、高等女学校二学年以下の教授を担当する教員は小学校本科正教員免許状を有する者でも採用されたことから、かなりの数の女子師範学校卒業生が含まれているのではないと思われる。

図4に明治・大正期高等女学校体操科受持ち女子教員中判明した出身校を示した。空欄は、まだその年までに卒業生が出ていない学校である。高等女学校体操科受持ち女子教員出身校が官立学校から私立学校卒業生に移行して行く様子がはっきり見て取れる。1903(明治36)年には高等女学校の体操科受持ち女子教員中126人(全体の76.8%、出身校判明者の96.2%)が女高師本科等の出身者で、創設間もない私立東京女子体操音楽学校出身者は5人(全体の3.0%、出身校判明者の3.8%)であった。その後、女高師(明治41年4月以降は東京女高師)本科

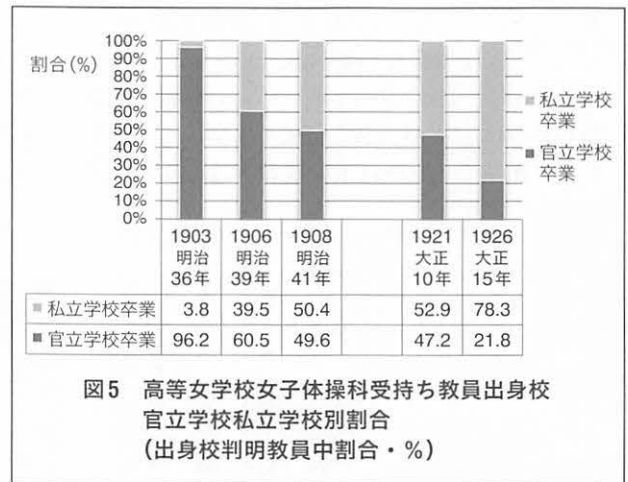
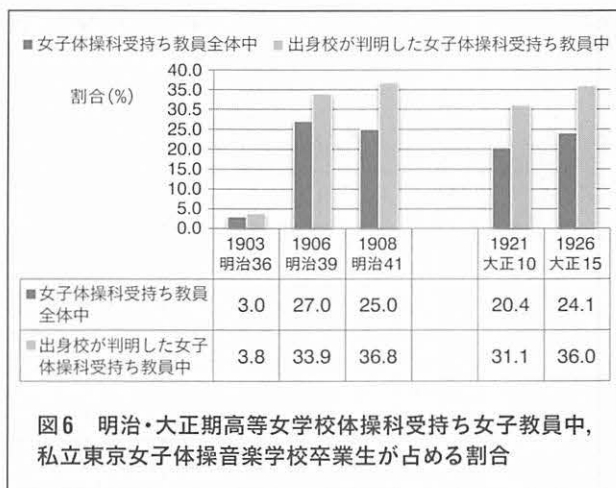


図5 高等女学校女子体操科受持ち教員出身校  
官立学校私立学校別割合  
(出身校判明教員中割合・%)

出身者は激減し国語体操専修科、第六臨時教員養成所出身者へと移った。1926(大正15)年には官立4校出身者合計87人(全体の14.6%、出身校判明者の21.8%)に減少した(図5)。一方、私立東京女子体操音楽学校出身者は次第に増加し、1908(明治41)年、1921(大正10)年、1926(大正15)年に最多を占め、1926(大正15)年には144人(全体の24.1%・出身校判明者の36.0%)となった。それに次ぐ数は1921(大正10)年には、日本体育会体操学校女子部出身者であったが、1926(大正15)年には、



二階堂体操塾（日本女子体育専門学校）出身者となった（図6）。

#### (4) 出身校別職名（明治期）

明治期の「職員録」には、各教員の職名が記載されているが、大正期には記載されなくなった。表2に示したように、女高師出身者はほぼ全員が教諭であったが、私立女子体操学校出身者は教諭の割合は少なかった。特に短期養成<sup>注7)</sup>の私立東京女子体操音楽学校出身者は助教諭心得が最も多く次いで嘱託で、そのため俸給も低かった（掛水・山田，2011b）。

女高師卒業教員に比べて低い地位にあったことが、「女子体育教師」確立過程において、女高師出身の従来から存在した高等女学校の「女子教師」から、新たに現れた私立女子体操学校出身「女子体育教師」が差異化される要因となったと考えられる。低い地位は、私立女子体操学校は短期養成のため年齢が低いまま教師となり、その後の勤続年数も短い者が多かったこと、大多数が教員免許状

を所持していなかったことから生じたのではないかと思われる。

### 3. 私立東京女子体操音楽学校卒業生の中等学校体操科における実態と「體操ハ成ルヘク女教員ヲシテ之ヲ教授セシムヘシ」の実現に果たした役割

#### (1) 在職学校

ここでは、私立東京女子体操音楽学校卒業生の女子師範学校、各種学校としての女学校も含めた中等学校の在職学校について考察する。卒業生在職者中最も多い在職学校は高等女学校であり、75.0%から84.1%（明治36年83.3%、明治39年84.1%、明治41年73.7%、大正10年76.5%、大正15年75.0%）を占める。大正期には実科高等女学校への在職（大正10年12.3%、大正15年8.7%）があるため、高等女学校の比率は下がっているが、高等女学校、実科高等女学校と併せると90%近い。このように多くが高等女学校へ在職した結果、前項で述べたように、1908（明治41）年、1921（大正10）年、1926（大正15）年には高等女学校体操科受持ち女子教員中最多を占めていた。

各種学校としての女学校への在職は少なく、13.0%から24.5%（明治36年16.7%、明治39年16.6%、明治41年24.5%、大正10年11.1%、大正15年13.0%）であった。少数であるが、女子師範学校への在職もみられ、多くは高等女学校との兼任（明治39年は兼任で4人、明治41年3人、大正15年5人）であり、1926（大正15）年には女子師範学校のみへの在職が2人あった。本来、女高師が女子師範学校と高等女学校の教員養成を担っていた。私立東京女子体操音楽学校の卒業生が高等女学校だけでなく、女子師範学校へも在職していたことは、国の中等学校体操科女子教員養成制度の後れを示すといえよう。

表2 高等女学校体操科受持ち女子教員の出身校別、職名別人数

	女高師（国語体操専修科以外）			女高師国語体操専修科			女高師合計			私立東京女子体操音楽学校			日本体育会体操学校女子部			その他・不明			合計		
	明治36年	明治39年	明治41年	明治36年	明治39年	明治41年	明治36年	明治39年	明治41年	明治36年	明治39年	明治41年	明治36年	明治39年	明治41年	明治36年	明治39年	明治41年	明治36年	明治39年	明治41年
教諭（教員・教師・教授）	119	64	38	0	8	19	119	72	57	1	7	13	0	3	4	10	18	27	130	100	101
教諭（教員）心得	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	6	3	0	0	0	1	0	2	8	6	5
助教諭	0	1	0	0	2	1	0	3	1	0	1	2	0	1	5	13	0	12	13	5	21
助教諭心得	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	18	17	0	2	4	7	9	8	10	29	29
講師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	2	1	1	2	3
嘱託・雇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	6	0	1	2	2	3	4	2	14	12
なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
合計	126	65	38	0	10	20	126	75	58	5	42	43	0	7	16	33	32	55	164	156	172

出典 掛水・山田（2011b, p.402）



(2) 在職地

各年「職員録」にはそれぞれ調査時までの私立東京女子体操音楽学校卒業生が掲載されている。1926(大正15)年の「職員録」には1期(明治35年12月)から31期(大正15年3月)までの卒業生が掲載可能となる。今回用いた5年分の「職員録」に掲載された卒業生の中等学校在職地の分布を表3に示した。この表から卒業生の増加とともに次第に在職地を増やして行った様子がわかる。在職地は1903(明治36)年には5府県6人であったが、1926(大正15)年には内地47府県中九州4県以外の43府県に達し、外地2府1廳も含む46府県廳192人となった。1903(明治36)年から1926(大正15)年まで通してみると、内地では、在職者がいない府県は沖縄県のみとなった。このように、卒業生は全国で受け入れられてきたことがわかる。しかし、卒業生全体のうち、中等学校体操科受持ち教員として「職員録」に掲載されているのは、表3最下段に示したように年によって違いがあるが、その時までの卒業生の14.6%から31.6%に過ぎず、1926(大正15)年には24.0%であった。

(3) 在職年数

全ての年の「職員録」が残されている訳ではないため、卒業生の正確な在職年数を知ることはできない。そこで、1926(大正15)年「職員録」に掲載された卒業生の卒業年を調査することにより、1926(大正15)年までの在職年数を明らかにした。その結果、卒業後の年数の経過と共に1926(大正15)年の在職者は減少していることが明らかとなった。図7に示したように、1926(大正15)年卒業生の74.4%はこの年、中等学校に在職していた。その前年の卒業生の在職率は81.1%と高いが、卒業後の年数の経過と共に在職者数は少なくなり、卒業9年目を超える卒業生の在職者は卒業年毎に0人から3人となっていることがわかった。そうしたなかで、明治期の卒業生が在職し続けている場合があった。

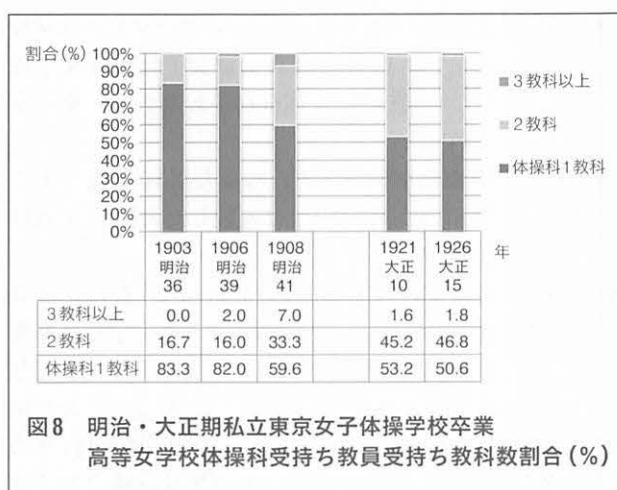
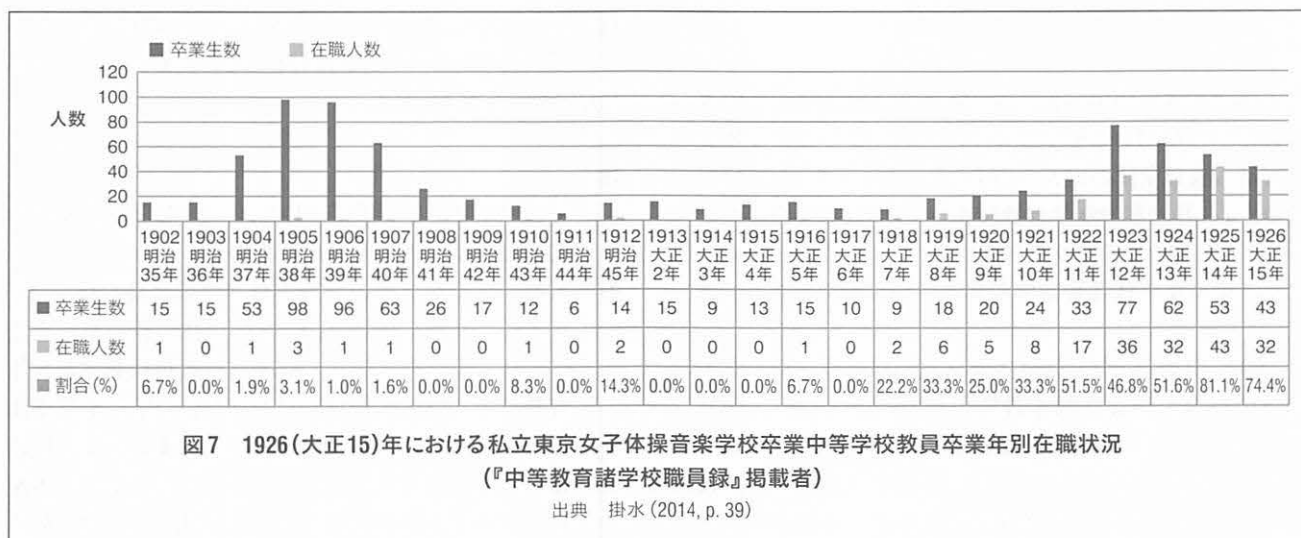
(4) 受持ち教科数

体操科女子教員養成において、体操科と併せて他教科も学ばせることがあった。1903(明治36)年に女高師に国語体操専修科を設置した際、校長高嶺は「体操科を主とすれども、一は学習者の修養上の為に、又一は当時在りては体操一科のみの女教師に在りては採用の際不便なるべきを察して国語科を併せ課したるなり」(高嶺秀夫先生記念事業会、1921, p. 115)と述べているのは周知のことで、体操科のみの教師では不便と考えられていた。このような背景から前述の出身校のなかでも、家事と体操(体操と家事)の複数の教科を課していた学校があり、私立東京女子体操音楽学校も、体操だけでなく音楽も課していた。

表3 私立東京女子体操音楽学校卒業生の中等学校在職地分布

内地 外地	番号	地方 道府県等	1903	1906	1908	1921	1926	
			明治 36年 人数	明治 39年 人数	明治 41年 人数	大正 10年 人数	大正 15年 人数	
内地	1	北海道				3	4	
	2	青森				1	2	
	3	岩手			1	2	5	
	4	宮城			1	2	2	
	5	東北 秋田				1	2	
	6	山形		4	2	1	5	
	7	福島		1	1		3	
	8	茨城		1			3	
	9	栃木		1	1		1	
	10	群馬		1	1	1	3	
	11	関東 埼玉		1	1		2	
	12	千葉			1	1	2	
	13	東京	2	5	8	5	18	
	14	神奈川		2	3		2	
	15	新潟			3	4	6	11
	16	信越・北陸 富山					1	2
	17	石川						2
	18	福井				2	1	5
	19	山梨		1			1	1
	20	長野						5
	21	岐阜				1		5
	22	東海 静岡			1	3	6	12
	23	愛知			1	1	1	4
	24	三重			1	2		2
	25	滋賀			2		1	3
	26	京都			1	1	4	4
	27	近畿 大阪			4	5	8	12
	28	兵庫			1	1	1	4
	29	奈良			2	1	2	3
	30	和歌山			1	1	3	3
	31	中国 鳥取					1	1
	32	島根	1	2			2	6
	33	岡山	1	2	2	2	2	2
	34	広島	1			3	4	12
	35	山口				2	1	2
	36	徳島					1	4
	37	四国 香川			2	1	2	5
	38	愛媛			2	2	1	3
	39	高知						1
	40	福岡	1	2	4	2	2	2
	41	佐賀						2
	42	九州・沖縄 長崎					4	
	43	熊本		3	1			1
	44	大分			1			
	45	宮崎			1			
	46	鹿児島					1	5
	47	沖縄						
外地	1	朝鮮總督府			1		8	
	2	臺灣總督府				2	3	
	3	樺太廳					1	
合計	府県等数		5	28	28	34	46	
	人数合計		6	50	57	77	192	
卒業生数	それまでの卒業生数		19	218	342	529	799	
	中等学校在職割合		31.6%	22.9%	16.6%	14.6%	24.0%	

・記入無しは在職者無しである。  
 ・1926(大正15)年に4人、1926(大正15)年に16人が2校を兼任で教えていた。2校兼任教員は一人を除いて同じ県の学校であったので、その府県数は一つとした。1926(大正15)年に、「職員録」作成時期のずれのためか岩手と新潟に在職していた記録がある佐藤カツは岩手のみを数えた。  
 ・それまでの卒業生数は明治期は明治41年2月規則改正許可願いに添付されたもの。大正期は卒業生名簿による。明治36年は2期(明治36年6月)までの数。  
 ・外地は地方や県に分けなかった。



ここでは、最も在職者が多かった高等女学校のみについて検討する。図8に示したように、1903(明治36)年には体操科1教科のみの受持ちが83.3%であったが、次第に減少し、1926(大正15)年には50.6%となった。それに反して2教科の受持ちは次第に増加し、1926(大正15)年には46.8%となり、半数近くが2教科の受持ちとなった。2教科受持ち教員のおよそ90%が音楽との受持ちであった。私立東京女子体操音楽学校は1919(大正8)年から本科は2年間の修学期間とし、1925(大正14)年に東京府へ提出した公文書の学校規則によると、体操科と音楽科に分け、体操科本科生は音楽科普通科を「兼修スベシ」となっている。音楽科は週に理論1時間、唱歌・和声・器楽併せて11時間の音楽科目があった。おそらく音楽科教員も不足していたと考えられ、体操科も音楽科も学んでいたため、体操科のみ、あるいは音楽科と併せての体操科教員となっていた。音楽科については無試験検定受験資格を得られなかった。

体操科中、特に遊戯(現在のダンス)の伴奏として音楽

を必要としたという面もあるが、「大正時代、(中略)高等女学校でも実科高等女学校は音楽教育(教科名は唱歌)は小学校レベルなので敢えて音楽教員を求めなかった」(坂本, 2010, p. 111)という状況で、体操科も音楽科も受け持つことができることは、女高師に体操科も音楽科も設置されていないなかで教師が不足しており、高嶺が述べたように採用の際に有利であった。

1920(大正9)年3月に卒業し1921(大正10)年に体操科試験検定に合格した井上千代は明治・大正期に女子師範学校で体操と併せて他教科を受け持った唯一の卒業生であった。1921(大正10)年「職員録」には徳島県高等女学校に体操科受持ちとして掲載されているが、1926(大正15)年「職員録」では徳島県高等女学校と徳島県女子師範学校兼任で体操科と音楽科を受け持っている。坂本(2010, p. 116)によると、徳島県女子師範学校では1921(大正10)年には東京音楽学校卒業の2人の教員が音楽を受け持っていたが、1926(大正15)年には東京音楽学校新卒業の1人と井上の受け持ちとなっている。音楽教員研究の視点からも「徳島県女師兼高等女学校としても体操も音楽も指導できる女性教員を採用すれば重宝であろう」(坂本, 2010, p. 116)と述べられている。

女高師に体操科と音楽科教員養成のための「体育科」が設置されるのは1937(昭和12)年になってからであり、体操科と音楽科の女子教員養成を国が軽視してきたと言えよう。こうしたなかで、音楽科を主として学び併せて体操科も学ばせた女子の学校はないため、私立東京女子体操音楽学校では体操科を主として学び、併せて音楽科も学んだことが、卒業生が全国で採用された要因となっていると考えられる。女高師卒業生に代わり体操科あるいは体操科と音楽科を受け持ち、「體操ハ成ルヘク女教員ヲシテヲ教授セシムヘシ」実現の一翼を担った。

## まとめ

本研究では、明治・大正期の『諸学校職員録』、『中等教育諸学校職員録』を手懸かりにして、高等女学校体操科受持ち教員全体の実態を明らかにしたうえで、1903(明治36)年3月の高等女学校教授要目で示された「體操ハ成ルヘク女教員ヲシテ之ヲ教授セシムヘシ」の実現に果たした私立東京女子体操音楽学校卒業生の役割を考察してきた。

1903(明治36)年には高等女学校の体操科受持ち女子教員中76.8%が女高師本科等の出身であったが、1926(大正15)年には14.6%に減少し、官立学校から私立学校出身に移行していった。女高師出身者はほぼ全員が教諭であったが、私立女子体操学校出身者は教諭の割合は少なく、特に短期養成で大多数が教員免許状を所持していなかった私立東京女子体操音楽学校出身者は助教諭心得や嘱託など低い地位にあり、俸給も低かった。

1926(大正15)年になっても、高等女学校体操科受持ち教員中女子教員は48.7%という「體操ハ成ルヘク女教員ヲシテ之ヲ教授セシムヘシ」の実現状況であった。1908(明治41)年、1921(大正10)年、1926(大正15)年において、高等女学校体操科受持ち女子教員中、私立東京女子体操音楽学校卒業生が最多の25%前後を占めた。また、どの年も私立東京女子体操音楽学校卒業生で中等学校在職者の80%前後は高等女学校に在職していた。大正期には実科高等女学校と併せると90%近かった。卒業生の在職地は1903(明治36)年には5府県6人であったが、1926(大正15)年には外地2府1廳を含む46府県廳192人に達し、全国で受け入れられていった。一方で、卒業後年数の経過と共に、在職者は少なくなり、卒業9年目を超えると卒業年毎に0人から3人の在職となった。1903(明治36)年に高等女学校では体操科1教科のみの受持ちが83.3%であったが、次第に減少し、1926(大正15)年には50.6%となった。それに反して2教科の受持ちは次第に増加し、1926(大正15)年には46.8%が2教科の受持ちとなり、そのおよそ90%が音楽との受持ちであった。体操科で、特に遊戯(現在のダンス)の伴奏として音楽を必要としたという面もあるが、体操科も音楽科も受け持つことができることは、採用の際に有利であった。

東京女子高等師範学校に体操科と音楽科教員養成のための「体育科」が設置されるのは1937(昭和12)年になってからであり、体操科と音楽科の女子教員養成を国が軽視してきたと言えよう。そうしたなかで、女高師卒業生に代わり体操科あるいは体操科と音楽科を受け持ち、「體操ハ成ルヘク女教員ヲシテ之ヲ教授セシムヘシ」実現の一翼を担った役割は大きい。しかし、短期養成で大多数が教員免許状を所持していなかったことによる女高師卒業教

員に比べて低い地位が、「女子体育教師」確立過程において、「女子教師」から「女子体育教師」が差異化される要因になったとも考えられる。

## 注

- 1) ここでの私立女子体操学校には、体操学校女子部や高等女学校家事体操専攻科を含む。
- 2) 当初、体操科は他の教科と併せて受け持たれることが多く、次第に体操科のみを受け持つ教員が増えていった。他教科と併せて受け持つ教員は必ずしも体育教員あるいは体操科教員ではないので、本稿では「体操科受持ち教員」を用いた。これまで、体操科に相当する教科名は変遷してきた。本研究では、体操科に相当する教科の女子教師の総称としては「女子体育教師」を用いる。
- 3) 1902(明治35)年5月10日に私立東京女子体操学校として設立され11月に私立東京女子体操音楽学校に改称した(現在の東京体育女子短期大学・東京女子体育大学)。
- 4) 大正期の変化を検討するために大正10年版と大正15年版を用い、大正10年に連続した大正11年版は分析しなかった。
- 5) 1900(明治33)年3月の教員免許令で「教員免許状ハ教員養成ノ目的ヲ以テ設置シタル官立学校ノ卒業生又ハ教員検定ニ合格シタル者ニ文部大臣之ヲ授与ス」。「教員検定ハ試験検定及無試験検定トシ教員検定委員之ヲ行フ」とされていた。1908(明治41)年の「教員検定ニ関スル規程」改正で無試験検定を受験できるのは「一 文部大臣ノ指定シタル学校ノ卒業生及選科修了者」「二 第五条第一号乃至第五号ニ該当スル者ニシテ卒業生ノ教員無試験検定ニ関シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル公立、私立学校ニ入り三学年以上在学シテ卒業シタル者」と三 四で外国の大学の卒業生となっていた。

女子体操科初の指定校は日本体育会体操学校女子部高等科である。1923(大正12)年4月21日に1925(大正14)年3月の卒業生から適用されることになるが、3月の卒業生はいないので12月の卒業生から適用された。許可校は私立東京女子体操音楽学校が初で、1925(大正14)年2月24日に同年3月以後の体操科本科卒業生に限って無試験検定受験が許可された。次いで、1928(昭和3)年3月に同年同月以後の中京高等女学校家事体操専攻科卒業生に、1928(昭和3)年6月5日に1929(昭和4)年3月以後の日本女子体育専門学校本科および専修科卒業生に無試験検定受験が許可された。

女子の体操科試験検定の合格率は低かった(明治



期平均で9.7%)のに対して、無試験といっても学内で試験があったが、卒業生のほぼ全員が教員免許状を得られることになる。

- 6) 中京高等女学校家事体操専攻科卒業生名は平野(2008)の研究による。
- 7) 私立東京女子体操音楽学校の修業年限は1902(明治35)年の創設当初は半年、1908(明治41)年から本科のみ1年、1919(大正8)年から体操科本科のみ2年となった。日本体育会体操学校女子部は1903(明治36)年1月の普通科設置時は1年、1904(明治37)年4月設置の高等科は1年半、1923(大正12)年に高等科は2年となった。二階堂体操塾(日本女子体育専門学校)は1922(大正11)年4月15日開塾時は1年、1926(大正15)年3月24日に日本女子体育専門学校と改め修業年限3年となった。中京高等女学校家事体操専攻科は1922(大正11)年5月14日の設置時から修業年限2年。

## 文献

- 平野久美子(2008) 可見徳の体育思想と実践—大正自由教育を中心に—。名古屋大学大学院教育発達科学研究科修士論文。
- 掛水通子(1981) 明治期における女子体育教員養成機関に関する歴史的研究：東京女子体操音楽学校、日本体育会体操学校女子部、女子高等師範学校国語体操専修科の比較研究。東京女子体育大学紀要、16：1-12。
- 掛水通子(1982) 明治期における私立女学校、高等女学校の体育の指導者について。東京女子体育大学紀要、17：1-10。
- 掛水通子(1984) 明治期における体操科教員免許状取得者について：中等学校教員免許状女子取得者を中心として。東京女子体育大学紀要、19：1-11。
- 掛水通子(1986) 大正期における女子体育教員に関する研究：女子体操科教員養成機関と中等学校体操科教員免許状女子取得者について。東京女子体育大学紀要、21：13-25。
- 掛水通子(2010) 女子体育教師養成史における臨時教員養成所の位置と役割。東京女子体育大学東京女子体育短期大学紀要、45：1-13。
- 掛水通子(2011a) 明治後期における各種学校としての女学校体操科受持ち教員について—「諸学校職員録」, 「中等教育諸学校職員録」を手懸かりに—。スポーツとジェンダー研究、9：4-18。
- 掛水通子・山田理恵(2011b) 明治後期における高等女学校体操科受持ち教員の実態について：「体操ハ成ルヘク女教員ヲシテ之ヲ教授セシムヘシ」の実現状況。体育学研究、56(2)：451-465。
- 掛水通子(2013a) 大正期旧外地における女子中等学校体操科受持ち教員について：「中等教育諸学校職員録」を手懸かり

に。東北アジア体育・スポーツ史学会第10回記念大会ポスター発表。

- 掛水通子(2013b) 大正期における高等女学校・実科高等女学校体操科受持ち教員について—「中等教育諸学校職員録」を手懸かりに—。日本体育学会第64回大会口頭発表。
- 掛水通子(2013c) 明治後期における私立東京女子体操音楽学校卒業中等学校体操科教員の実態について：「諸学校職員録」, 「中等教育諸学校職員録」を手懸かりに。東京女子体育大学東京女子体育短期大学紀要、45：27-41。
- 掛水通子(2014) 大正後期における私立東京女子体操音楽学校卒業中等学校体操科教員の実態について：「中等教育諸学校職員録」を手懸かりに。東京女子体育大学東京女子体育短期大学紀要、46：27-45。
- 官報 第五一五五號 明治三十三年九月六日 p. 81。(復刻版, 官報(明治編)9(9), 1987 龍溪書舎：東京。)
- 官報 第五千九百一號 明治三十六年三月九日 p. 213。(復刻版, 官報(明治編)10(18), 1987, 龍溪書舎：東京。)
- 日本女子体育大学日本女子体育短期大学松徳会(1985) 会員名簿昭和60年。日本女子体育大学日本女子体育短期大学松徳会：東京。
- 日本体育大学同窓会(1983) 日本体育大学同窓会会員名簿。日本体育大学同窓会：東京。
- 越智久美子(2013) 中京高等女学校家事体操専攻科の体育・スポーツ史的位置づけ：わが国の戦前期における女子体育教員養成機関の一例として。至学館大学紀要、47：27-39。
- 佐保会会員名簿委員会(1998) 佐保会会員名簿(平成10年3月31日現在)。社団法人佐保会：奈良。
- 坂本麻実子(2008) 第四臨時教員養成所における音楽教員の養成。桐朋学園大学研究紀要、34：47-59。
- 坂本麻実子(2010) 大正音楽教育界における文検出身教員の軌跡。桐朋学園大学研究紀要、36：105-122。
- 社団法人桜蔭会(2002) 桜蔭会名簿。社団法人桜蔭会：東京。卒業者名簿。東京女子体育大学蔵。
- 高嶺秀夫先生記念事業会(1921) 高嶺秀夫伝。培風館：東京。
- 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学藤栄会(1992) 会員名簿。東京女子体育大学・東京女子体育短期大学藤栄会：東京。
- 中等教科書協會(1904) 諸学校職員録一編。中等教科書協會：東京。
- 中等教科書協會(1906) 明治三十九年十月現在 中等教育諸学校職員録。中等教科書協會：東京。
- 中等教科書協會(1908) 明治四十一年十月現在 中等教育諸学校職員録。中等教科書協會：東京。
- 中等教科書協會(1921) 大正十年五月現在 第十九版 中等教育諸学校職員録。中等教科書協會：東京。
- 中等教科書協會(1926) 大正十五年五月現在 第二十三版 中等教育諸学校職員録。中等教科書協會：東京。

付記

本研究は平成22-26年度科学研究費補助金基盤研究(C) 課題番号22500552「戦前における女子体育教師の確立過程と役割：『中等教育諸学校職員録』を手懸かりに」による研究の一部である。本研究の要旨を、2014年3月18日に東京女子体育大学で開催された東京体育学会第5回学会大会で口頭、ポスター併用発表した。

---

連絡責任者

住所：〒186-8668 国立市富士見台4-30-1

氏名：掛水 通子(東京女子体育大学)

電話番号：042-572-4131

E-mail：kakemizu@twcpe.ac.jp